

大規模氾濫減災協議会制度について

大規模氾濫減災協議会の対象河川、設置単位、対象外力

背景

- ・大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じたH27関東・東北豪雨では、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要といった課題が明らかに
- ・このような課題に対応するためには、地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が、あらかじめ密接な連携体制を構築しておくことが必要

多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため「大規模氾濫減災協議会」制度を創設

対象河川

- 大規模氾濫減災協議会は、洪水予報河川又は水位周知河川を対象に組織。
- 国管理河川は大規模氾濫減災協議会の組織を義務づけ。（水防法第15条の9第1項）
- 都道府県管理河川は都道府県の体制など地域の実情も踏まえ組織することができる。（水防法第15条の10第1項）
- ・ ただし、都道府県大規模氾濫減災協議会についても、協議会の趣旨を踏まえ、全ての対象河川において協議会を組織すべく努めるようお願いする。
- ・ また、協議会の対象河川以外の河川についても同様の取組を推進することは有効なので、協議会の取組に含めることが望ましい。

設置単位等

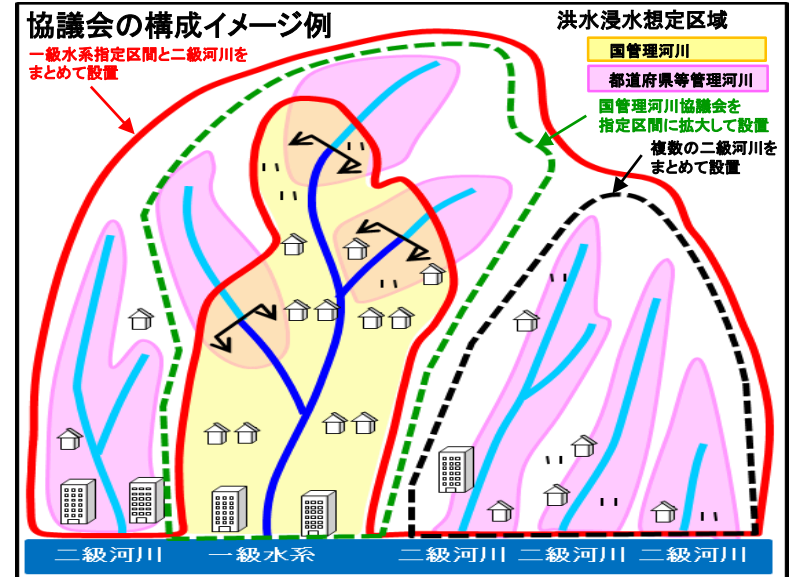
- 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組として既に組織又は組織を進めている協議会を法律上の「大規模氾濫減災協議会」へ改組。
- 設置単位は、これまでの協議会と同様に、協議会の構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、圏域や行政界などを考慮して複数河川をまとめて組織することも可能。
- 水防法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約に水防法に基づく協議会であることその他、対象河川、構成員等を記載。
- 協議会の名称は「大規模氾濫減災協議会」以外の名称や、既存の協議会の名称を使用することが可能。

対象外力

- 被害軽減に資する取組の対象とする外力は、現況施設能力を超える洪水から想定最大規模の降雨による洪水までの氾濫が発生し得る多様な洪水を対象。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会の設置状況

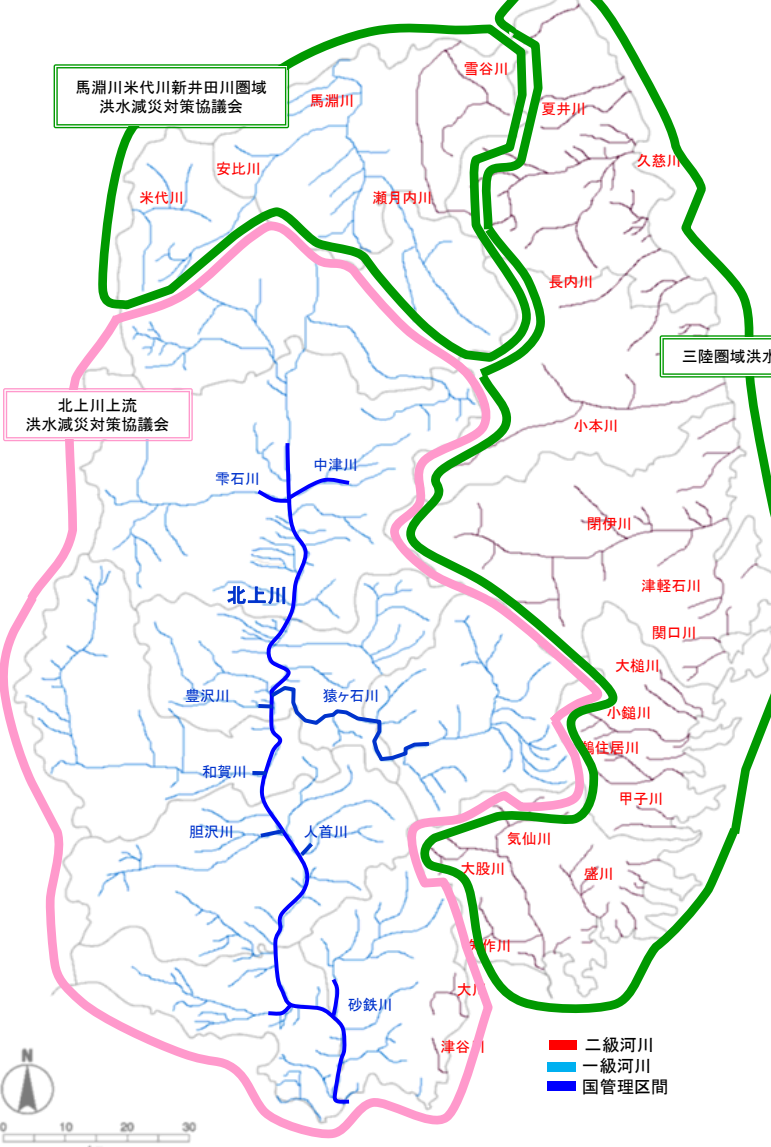
- ・国管理河川：全129地区で設置済み（H29.4末時点）
- ・都道府県管理河川：70地区で設置済み（合同10地区含み）
- 全体で372地区設置見込み（合同63地区含み）



※法律で規定されていない事項については技術的助言である。

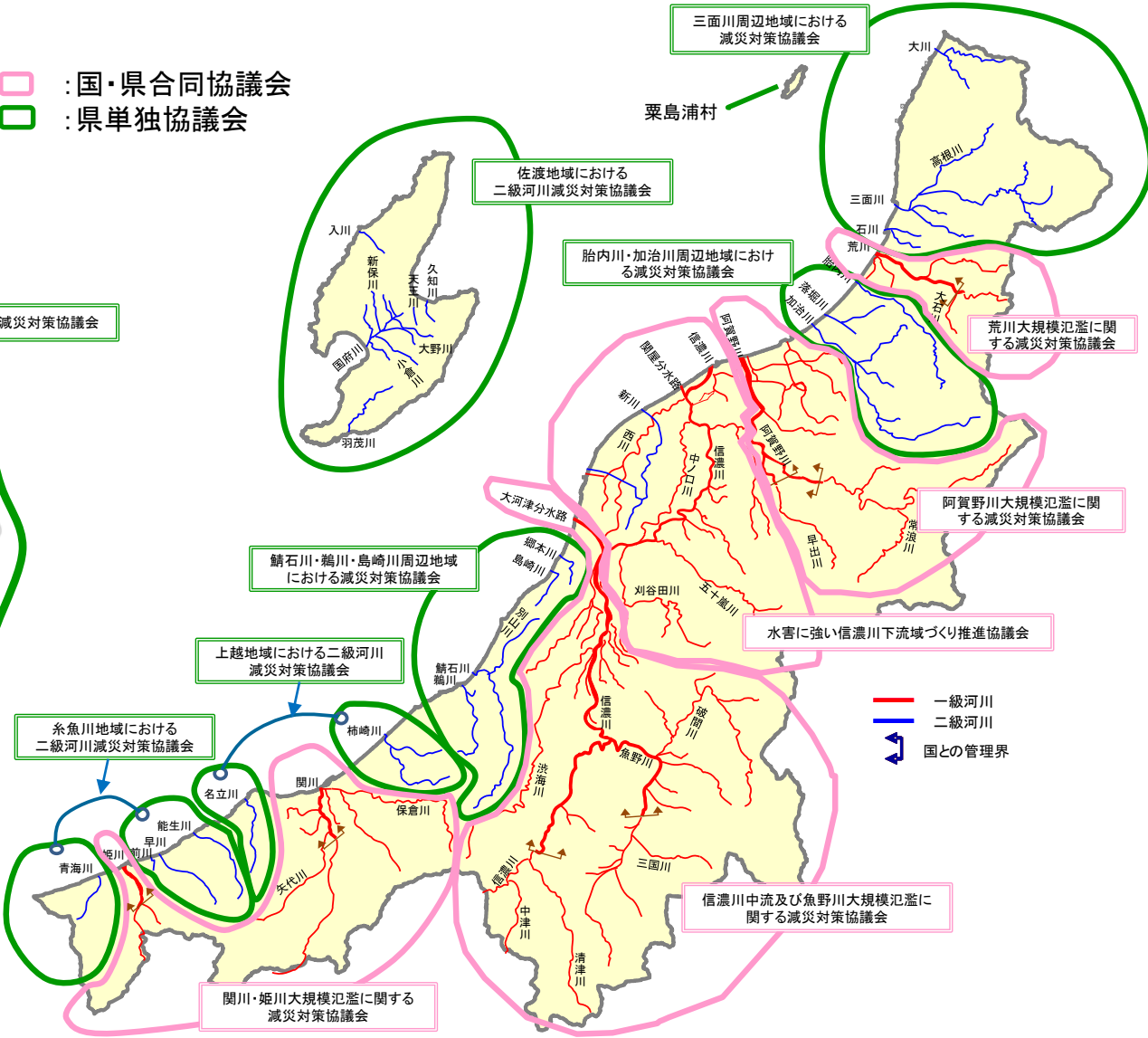
大規模氾濫減災協議会の対象河川、設置単位、対象外力

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会の設置単位例



協議会の設置単位例(岩手県)

- : 国・県合同協議会
- : 県単独協議会



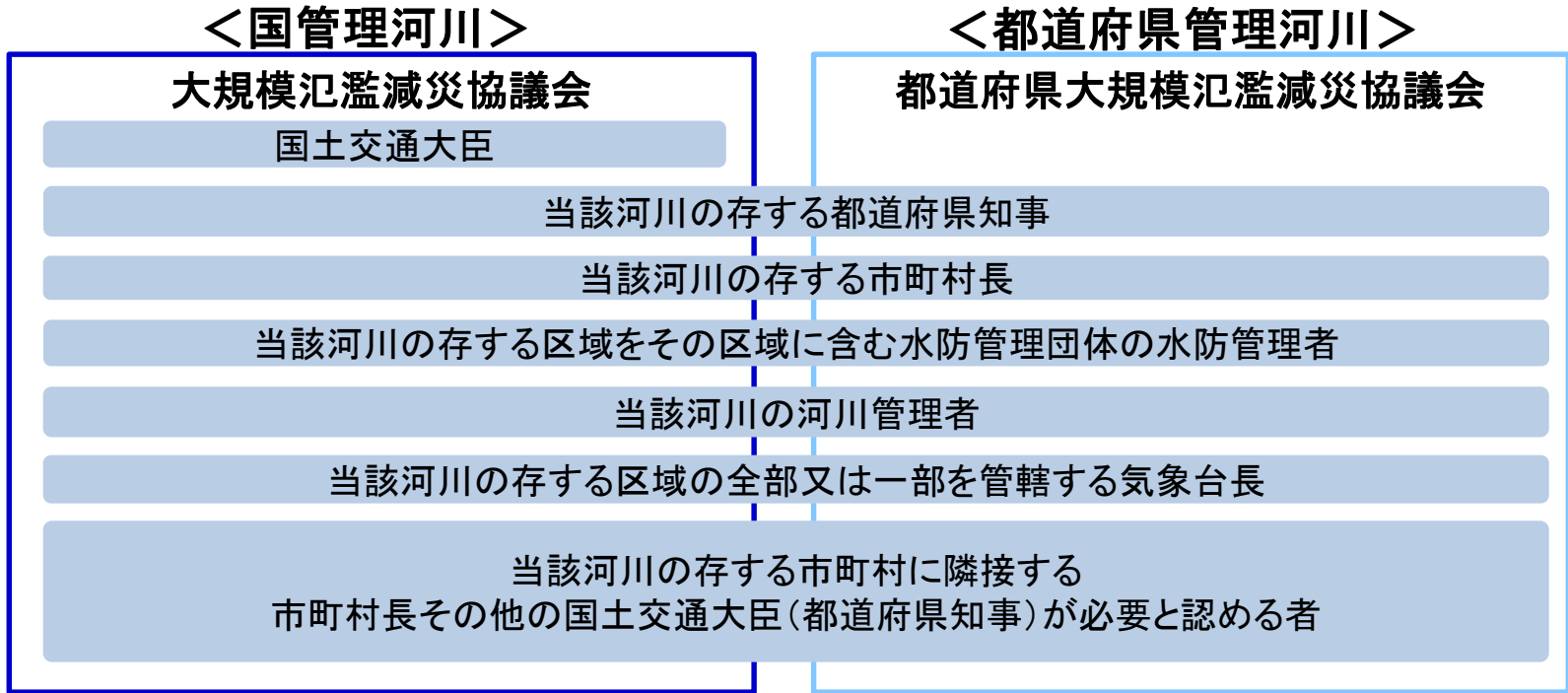
協議会の設置単位例(新潟県)

※今後、法定協議会の設置に向けて変更される可能性がある。

大規模氾濫減災協議会の構成員

大規模氾濫減災協議会の構成員

- 大規模氾濫減災協議会の構成員は以下のとおり。(水防法第15条の9第2項、同15条10第2項)
- これらの者から委任を受けた者を構成員とすることができる。なお、発災時の対応において実務上責任を有する者などの協議会の趣旨を達成できる者を対象。



- 「当該河川の存する市町村に隣接する市町村長その他の国土交通大臣(都道府県知事)が必要と認める者」として想定される構成員は以下のとおりであるが、協議会毎に実施すべき取組内容等の地域の実情に鑑みて決定。
 - ・浸水が想定される近隣の市町村
 - ・広域避難の受入先として想定される近隣の市町村
 - ・警察、消防、自衛隊
 - ・地形情報を有する国土地理院
 - ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等
- 都道府県大規模氾濫減災協議会においては国の支援等として河川事務所長等が積極的に参画。

大規模氾濫減災協議会の取組内容

大規模氾濫減災協議会の取組内容

- 協議会においては、当該地域の水害リスク情報、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況、減災の取組を進めるうえで前提となる河川整備等の状況等について十分に共有を図ったうえで、以下の取組等を参考に地域の実情等に応じて必要な取組を実施。

(1)円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認
- ・避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認
- ・水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知
- ・ICT等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実
- ・隣接市町村等への広域避難体制の構築
- ・要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有
- ・洪水ハザードマップの作成・改良と周知
- ・まるごとまちごとハザードマップの促進
- ・住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実
- ・防災教育の促進

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備
- ・危機管理型ハード対策の実施
- ・河川防災ステーション等の整備
- ・避難場所、避難経路の整備

大規模氾濫減災協議会の取組内容

(2) 的確な水防活動のための取組

① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・ 重要水防箇所の確認
- ・ 水防資機材の整備等
- ・ 水防訓練の充実
- ・ 水防に関する広報の充実
- ・ 水防団体間の連携、協力に関する検討

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・ 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実
- ・ 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実
- ・ 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・ 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等
- ・ 浸水被害軽減地区の指定

(4) その他

- ・ 災害時及び災害復旧に対する支援強化
- ・ 災害情報の共有体制の強化

大規模氾濫減災協議会の取組内容

「地域の取組方針」の作成

- 大規模氾濫減災協議会の構成員がそれぞれ連携して、概ね5年以内で実施する取組内容については、「地域の取組方針」としてとりまとめ、関係者で共有。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
鬼怒川・小貝川下流域の減災に係る取組方針

平成28年5月11日

鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、
 つくばみらい市、八千代町、茨城県、気象庁、国土地理院、国土交通省関東地方整備局

7. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ハード対策の主な取組
各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

2) ソフト対策の主な取組
各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。(別紙-2参照)

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等 ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション(鬼怒川・小貝川・八間堀川)の公表 ・広域避難計画の策定 ・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知 ・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充 ・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 ・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	H28年度 H29年度 H29年度 H30年度から 順次実施 H28年度から 順次実施 H28年度から 順次実施 H28年度から 順次実施	関東地整 茨城県 協議会全体 10市町 10市町 10市町 国土地理院
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成 ・避難勧告の発令に着目したタイムライン	H28.5	10市町

11

「地域の取組方針」の作成例(鬼怒川・小貝川下流)

※法律で規定されていない事項については技術的助言である。

大規模氾濫減災協議会の取組内容

取組事例



水害対応タイムライン検討会の様子(阿武隈川上流)



住民も参加した重要水防箇所の共同点検(鬼怒川・小貝川下流)



要配慮者の避難を想定した実践的な避難訓練(遠賀川)



小学生を対象とした防災学習会(常呂川)

大規模氾濫減災協議会の取組内容

国土交通省HPでの周知

国土交通省水管理・国土保全局「水防災意識社会再構築ビジョン」HPで、取組内容や進捗状況等をタイムリーに広報



趣旨、ポイント
の説明へ

協議会情報へ
全国の協議会の
詳細情報を掲載

取組事例へ
全国の協議会の
取組事例を共有

ソフト対策
ハード対策
の説明へ

協議会名称		進捗を矢印で表示				各協議会HPにリンク
関東-1: 鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会						
水系名	利根川	進捗状況	第1回	第2回	取組方針策定	協議会情報 >
河川名	鬼怒川・小貝川	掲載HP				各協議会の情報 ホームページへ
地区名	鬼怒川・小貝川下流		平成28年2月17日	平成28年5月11日	平成28年5月11日	
協議会構成 市区町村名	結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、つくばみらい市、八千代町	ハード整備	地方整備局ごとのハード整備概要情報 >			
		氾濫想定情報	河川ごとの家屋倒壊等氾濫想定区域の公表情報 >			
		担当事務所	下館河川事務所 (TEL: 0296-25-2161)			
		取り組み情報	避難を迅速化する対策を紹介 (平成28年7月20日)			

氾濫想定区域の
情報や取組事例の
ページ等にリンク

2-鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会 (東北)

避難行動等に資する簡易アラート装置による情報提供 (鳴瀬川・吉田川・江合川)
全国で初めて可搬式の水位監視システムを構築しました。水位観測所間での具体的な水位の到達状況の把握や、担当者による夜間の巡視が難しいことなど、水位の監視に関する課題の解決に取り組んでいます。詳しく >

3-鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 (関東)

水防災意識の向上を図るための説明会の実施 (鬼怒川・小貝川下流域)
常総市自治区長会議、取手市市政協力員連絡協議会に情報入手等の説明を行い、共同点検で関係10市町の住民を対象に水防災に関する説明会を開催するなど、水防災の意識の向上を図っています。詳しく >

取組内容を
簡潔に紹介

各事例の紹介ページ(協議会HP)にリンク

【URL】<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

大規模氾濫減災協議会の留意事項

協議会の円滑な運営

- 協議会の取組事項は多岐にわたることから、協議会の下に分科会や幹事会等を設置して、個別事項に関する検討や地区毎の検討などを実施することも、協議会を円滑に運営するうえで有効。

協議事項の尊重義務

- 協議会で協議が調った事項については、構成員は協議結果を尊重する義務を負う。そのため、「地域の取組方針」としてとりまとめられた内容については各構成機関の計画等へ反映するなどして取組を推進。

(水防法第15条の9第3項、同15条の10第3項)

取組内容の公表

- 協議会の取組内容については、減災に関して広く住民等へ周知を図る観点から各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努める。

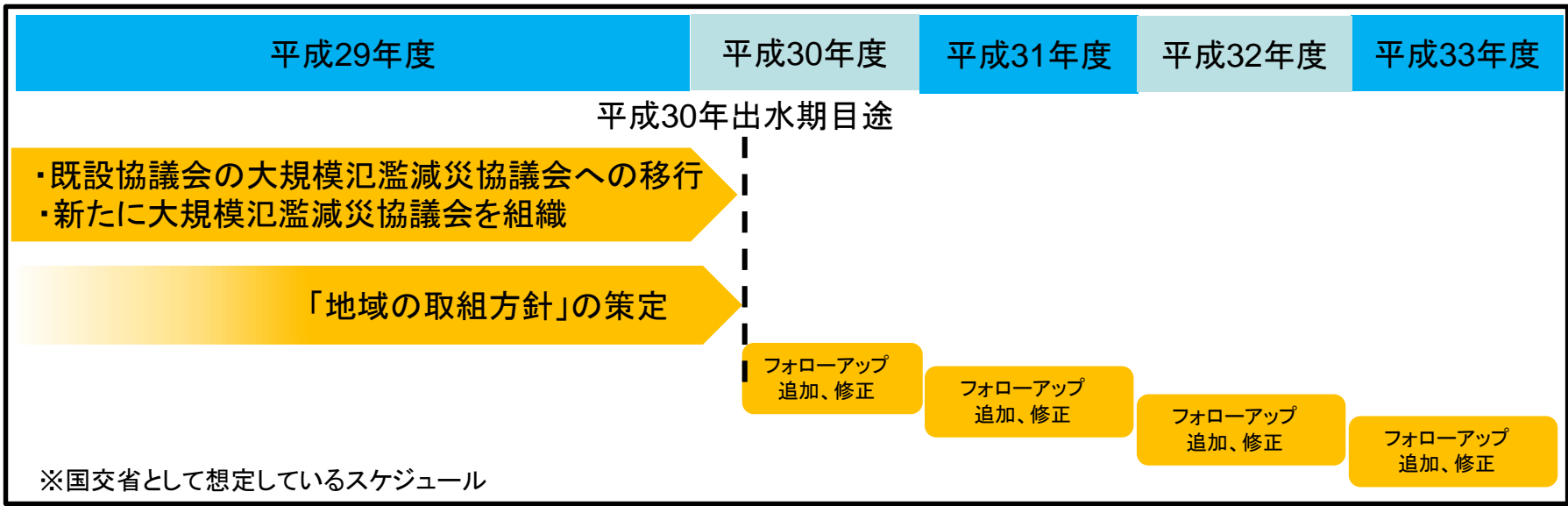
取組内容のフォローアップ

- 毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有し、必要に応じて取組内容を見直すなど、取組内容の点検・改善を行い、防災・減災の取組を継続的に推進。

当面のスケジュール等

当面のスケジュール

- 平成30年出水期までを目途に、国管理河川、都道府県管理河川の全ての対象河川において、大規模氾濫減災協議会を組織し、「地域の取組方針」を取りまとめることを目標に取組を実施。



都道府県大規模氾濫減災協議会の設置に向けた支援

- 各地方整備局に相談窓口を設置
- 国協議会での先行事例等の情報提供
- 国がアドバイザー等として参画
- 国協議会と合同で都道府県協議会を開催
- 協議会の取組方針に基づき実施するハード・ソフト一体となった事業に対する財政支援(防災安全交付金)